

障害年金や特別障害給付金を受給している方へ

申請書に個人番号の記載があれば、個人番号により確認できる情報によって手帳の認定を行いますので、申請書に年金証書の写し等の資料の添付を省略できます。省略する場合は、情報照会先等の把握に必要ですので、以下の事項を御記載ください。

1. 現在受給されている障害年金を支給している機関を、以下から○で囲んでください。

1. 日本年金機構（障害年金／特別障害給付金） 2. 国家公務員共済組合連合会
 3. 地方職員共済組合 4. 地方職員共済組合団体共済部 5. 公立学校共済組合
 6. 警察共済組合 7. 東京都職員共済組合 8. 全国市町村職員共済組合連合会
 9. 日本私立学校振興・共済事業団

2. 現在受給されている障害年金は、いつから支給されていますか。
 ()

市町村確認欄 氏名 (省略同意の場合記入不要)

個人番号を利用した情報連携により情報が確認できない場合は、日本年金機構中央年金センターや共済組合等に文書で照会する必要がありますので、以下の同意書の記載をお願いします。

なお、文書照会にあたり、年金証書等の写しを御提出いただく場合がありますので、御了承ください。

同 意 書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

年金受給者
氏 名

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けるにあたり、日本年金機構中央年金センター又は共済組合等に障害等級等を確認されて差し支えありません。

注 この同意による文書照会によっても障害等級の判定ができない場合には、診断書の提出を求めることになりますので、御了承ください。

確 認 事 項

マイナンバーを活用した情報連携により年金関係情報を把握する場合又は年金証書等の写しによる精神障害者保健福祉手帳の申請の場合（以下、「障害年金の受給による手帳の申請」という。）は、次のことを確認のうえ下欄に署名してください。

1 障害年金の受給による手帳の申請ができるのは、精神障害を理由として障害年金または特別障害給付金を現に受給している方です。

- ・受給している年金が老齢年金や遺族年金の方は申請できません。
- ・障害年金の更新を忘れていたりなどで障害年金の支給が止まっている方も申請できません（障害年金の支給が再開されたら申請できます）。

2 手帳の等級は、現に受給している障害年金の等級と同じになります。すなわち、年金が1級なら手帳も1級、年金が2級なら手帳も2級、年金が3級なら手帳も3級になります。

このため、特に前回診断書により手帳を申請した方は、障害年金の受給による手帳の申請により更新した場合手帳の等級が下がる（若しくは上がる）ことがあります。手帳の更新を申請するにあたっては、今お持ちの手帳の等級と年金の等級を比べて、不利になることがないようにご注意ください。

○上記1及び2に書かれていることを確認し理解したうえで、障害年金の受給による手帳の申

請をします。 申請者 (署名)